

# 東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状

事故後、東電福島第一原発で働いた作業員は約3万9千人（平成26年10月末日までの入場者）。緊急作業で250mSv超が6人、100mSv超が174人。ステップ2完了後も被ばく線量の高い作業があるため、被ばく線量の低減等について、引き続き厳しく指導する。

## ●東電福島第一原発における作業員の被ばく状況

表1. 震災発生後からの全作業員の累積被ばく線量

区分 (mSv)	H23.3～H26.10月累積線量	
	東電社員	協力会社
250超	6	0
200超～250	1	2
150超～200	25	2
100超～150	118	20
75超～100	283	166
50超～75	321	1,176
20超～50	620	5,130
10超～20	570	4,730
5超～10	480	4,524
1超～5	770	8,445
1以下	1,164	10,637
計	4,358	34,832
最大 (mSv)	678.80	238.42
平均 (mSv)	22.99	10.78
		12.13

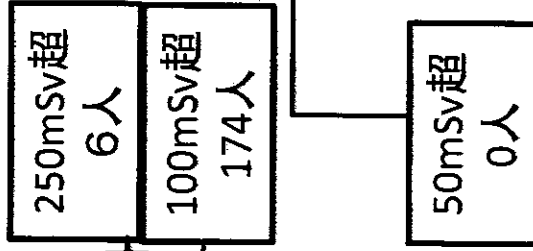


表2. 平成26年度の作業員の累積被ばく線量

区分 (mSv)	H26.4～H26.10月累積線量	
	東電社員	協力会社
100超	0	0
75超～100	0	0
50超～75	0	0
20超～50	1	362
10超～20	10	1,197
5超～10	92	1,930
1超～5	514	4,751
1以下	939	6,564
計	1,556	14,804
最大 (mSv)	21.93	39.85
平均 (mSv)	1.44	3.63
		3.42

- 注1 法定被ばく限度は、通常時は50mSv/年かつ100mSv/5年、緊急作業(事故対応作業)時は100mSv  
 注2 平成23年3月14日に、東電福島第一原発の緊急作業中の被ばく限度を100mSvから250mSvへ引き上げる特例省令を施行  
 注3 平成23年12月16日のステップ2の完了とともに250mSvの特例省令を廃止し、原則として通常時の被ばく限度を適用(50mSv/年かつ100mSv/5年)。(原子炉冷却等の作業従事者(東電社員のみ約500人)は、引き続き緊急作業時の被ばく限度(100mSv)を適用)

